

企業立地の優遇税制を活用したい

地域経済牽引事業に係る固定資産税の課税免除

地域経済牽引事業を行う事業者が一定の施設を設置した場合に、固定資産税の課税免除を行います。

要件等	内容
対象者	地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の県承認を受けた事業で、かつ主務大臣による先進性等の確認を受けたもの
要件	家屋、構築物、事業用地（工場等の対象部分の水平投影部分）の取得価額の合計額が1億円超（農林漁業関連業種に係るものは5,000万円超）
対象資産	<ul style="list-style-type: none">・家屋：対象事業の用に直接供されている部分・構築物：対象事業の用に直接供されている部分・土地：当該家屋又は構築物の対象部分の水平投影部分 （取得後1年以内に家屋又は構築物の建設着手がある場合に限る。）
免除期間	対象資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年間

●問合せ 産業支援課 産業立地担当（0258-39-2298）